

別府フットボールクラブ. ミネルバU-15規約

《名称・所在地》

第1条 本クラブは、別府フットボールクラブ. ミネルバU-15と称し、所在地は別府市馬場1組1に置く。(通称:別府FC. ミネルバU-15)

《目的》

第2条 本クラブは、ユース年代を対象としたサッカー選手の養成を通じて、青少年の心身の健全な発達と地域のスポーツ文化の発展に寄与することを目的とする。

《加盟登録》

第3条 ジュニアユースチームとして、市・県・日本サッカー協会及び日本クラブユースサッカー連盟に加盟登録する。

《入部》

第4条 本クラブの趣旨に賛同し、入団申込書を提出するものとする。

《会費》

第5条 クラブ員は、月会費及び運営維持費を本クラブに納入しなければならない。なお、納入後の返金は、第9条に示した以外は、原則、認めないものとする。

(1) 月会費(原則、翌月分を前月末までに納入) ※兄弟姉妹が在団期間は半額

8,800円

①3年公式戦終了翌月から卒団までは、1,100円とする。

②①となった場合の兄弟姉妹の月会費は、翌月から8,800円(半額解除)とする。

③双子・第3子同時入団等は、適宜、クラブ事務局で協議し月会費を決定する。

(2) 運営維持費(原則、毎年3月末までに納入) ※10月以降の入団は半額

15,000円(個人登録料、スポーツ安全保険料等含む)

《入団申込書の変更事項》

第6条 第4条の入団申込書において、示した項目に変更が生じた場合は、速やかにクラブ事務局に連絡しなければならない。

《負傷時の処置》

第7条 クラブ員が、練習、試合又は移動時に負傷した場合には応急処置を行うが、その後の処置については、本クラブは責任を負わないものとする。

《保険》

第8条 クラブ員は、入会と同時にスポーツ安全保険に加入しなければならない。また、加入手続きはクラブ事務局が行い、事故の場合の補償は保険会社の約款によるものとする。

《休部・退部》

第9条 クラブ員の休部・退部は、次のとおりに取り扱うものとする。

(1) 疾病又はやむを得ない理由により、月初めから月末まで引続き1か月以上クラブ活動を休む場合には、前月末までに休部届出書をクラブ事務局に提出しなければならない。なお、休部期間に該当する納入済み月会費は、返金するものとする。

(2) 退部する場合には、前月末までに退部届出書をクラブ事務局に提出しなければならない。なお、提出がない場合は、納入済み月会費は返金しないものとする。

《移籍》

第10条 入部手続き（日本サッカー協会登録）完了後は、無断で他チームへの移籍は認めないものとする。やむを得ない理由で移籍の必要がある場合は、事前にその旨を代表又は監督に説明し承諾を得るものとする。その後、第9条(2)に従うものとする。なお、移籍事務は本クラブが適切に行うものとする。

《除名》

第11条 本規約に違反した事項及び本クラブの名誉を損なう言動等があり、クラブ員として相応しくないと判断した場合は、当該クラブ員を除名することができる。

《免責》

第12条 本クラブ内の諸規則及び指導者の指示に従わない場合に起きた事故又は盗難については、本クラブは賠償を負わないものとする。

《ホームページ等》

第13条 個人情報保護法により、クラブ員の個人情報を使用することについては、クラブ員保護者の承諾後、掲載するものとする。

《会計報告》

第14条 本クラブの決算は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。なお、当該年度の決算書を4月末までに作成し、本クラブ代表の監査・承認を得るものとする。

《規約改正》

第15条 本クラブは必要に応じて、随時、規約を改正することができるものとする。

附 則

この規約は平成9年4月1日から施行する。

この規約を平成13年4月1日から一部改正する。

この規約を平成14年4月1日から一部改正する。

この規約を平成15年4月1日から一部改正する。

この規約を平成23年4月1日から一部改正する。

（第5条(1)増額）

この規約を平成25年4月1日から一部改正する。

（第1条変更、第13条追加）

この規約を平成27年4月1日から一部改正する。

（第5条(2)増額）

この規約を令和4年6月1日から一部改正する。

（第5条(1)増額）

この規約を令和6年6月1日から一部改正する。

（第4条、第5条(1)、第6条、第9条(1)(2)、第10条及び第14条変更）